

# 異議申立審査役年次活動報告書

2021年度

国際協力機構  
環境社会配慮ガイドライン  
異議申立審査役

## 異議申立制度について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境社会配慮審査部署（以下「事業担当部署」）から独立した「異議申立審査役」（以下「審査役」）が設置されています。

異議申立制度は、（1）JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、（2）ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

（異議申立に係る手続については、以下リンク先の「異議申立手続要綱」をご参照ください。<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf>）

## 年次活動報告書について

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月、以下「異議申立手続要綱」）に基づき、2021年度における審査役の活動状況を公表するものです。

## 序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。

2021年度においては、異議申立はありませんでした。

この場を借りて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続に協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2022年 4月

### 異議申立審査役

金子 由芳（かねこ ゆか）

神戸大学社会システム・イノベーション・センター教授

早瀬 隆司（はやせ たかし）

長崎大学名誉教授

村山 武彦（むらやま たけひこ）

東京工業大学 環境・社会理工学院

融合理工学系 教授

（五十音順）

## I. 当年度中の活動概要

### 1 受理件数

2021年度において異議申立はありませんでした。

### 2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2021年度において手続開始決定、留保又は却下となった案件はありませんでした。

### 3 留保・却下の理由分析

該当なし。

### 4 異議申立に係る審査役調査報告書の作成

2021年度において審査役調査報告書の作成はありませんでした。

### 5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

### 6 異議申立人から寄せられた意見

該当なし。

### 7 理事長指示の実施状況の確認

審査役の調査報告書において示された提言を踏まえた理事長指示については、異議申立手続要綱13条2項前段に基づき、その実施状況を、年次活動報告書において理事長に報告しています。2021年度については、審査役は2022年3月に事業担当部署から連絡を受け、次の案件に係る理事長指示の実施状況を確認しました。

#### ミャンマー連邦共和国「ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業」に係る理事長指示の実施状況

同案件については、2014年度に異議申立審査報告書で理事長に提言を行って以降<sup>1</sup>、審

---

<sup>1</sup> 2014年11月4日付「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議

査役年次活動報告において、上記の提言を踏まえた理事長指示の実施状況を報告しており<sup>2</sup>、21年度については、以下の内容で事業担当部署からの連絡を受けました。

.....

① 被影響住民の雇用・苦情処理メカニズムの継続と共有地利用の遅れ

- Thilawa Community Coordination Meeting（於ティラワ）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等から2020年1月以降開催されていないが、住民から要望されていた移転住民の雇用促進については、事業者側でも努力が続けられており、2022年1月時点でZone Aの移転住民19名、及びZone Bの移転住民56名の計75名がSEZ内で雇用されている。
- ティラワ苦情処理メカニズムは引き続き活用されている。2021年（1月～12月）に受理した苦情は2件（内訳は、住民移転／補償金関連：1件、ティラワ開発工事の環境影響：1件）であるが、2件ともに解決済み。
- Zone Aの開発に伴って移転した住民のために整備された3エーカーの共有地について、他の人々はその土地の権原を主張しているために利用できない状況があったところ、JICAから現地政府に解決を求めていたが、2021年2月にミャンマー国軍による政変が発生し、現在も状況は変わっていない。

② 次フェーズへの教訓の活用

2021年2月の政変発生以降、新規開発及びそれに伴う新たな用地取得は行われていない。

.....

以上の報告から、JICAの事業担当部署は、2021年度も引き続き、審査役の調査報告に基づく理事長指示に従って、相手国等が行うべき環境社会配慮についての確認を実施しており、移転住民の雇用による生計回復・改善や苦情処理メカニズムの継続運営等、環境社会配慮の強化が図られていることが確認されました。

同案件の今後については、政変によって事業環境が大きく変わったために見通すことができませんが、新規開発にJICAが関わる場合には、これまでに得られた教訓が適切に活かされるこ

---

申立に係る調査報告書」の「3.5. 問題解決の方法」及び「3.6. 継続支援について」  
( [https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeql-att/report\\_mya01\\_141105.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeql-att/report_mya01_141105.pdf) )

<sup>2</sup> 年次活動報告書（2014年度）III.理事長指示の実施状況（pp. 8-10）、年次活動報告書（2015年度）III.理事長指示の実施状況（pp. 4-6）、年次活動報告書（2016年度）III.理事長指示の実施状況（pp. 3-6）、年次活動報告書（2018年度）I.当年度中の活動概要 7.理事長指示の実施状況の確認（p. 4）、年次活動報告書（2019年度）I.当年度中の活動概要 7.理事長指示の実施状況の確認（pp. 4-6）、年次活動報告書（2020年度）I.当年度中の活動概要 7.理事長指示の実施状況の確認（pp. 3-5）

(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)

とが望まれます。

## II. 環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定

今般、異議申立手続要綱が環境社会配慮ガイドラインとともに改正され、審査役は、以下の通り改正内容についてJICAの関連部署から報告を受けました。

- ・ 異議申立手続は、異議申立手続要綱16条（見直し及び経過規定）第1項において、原則として環境社会配慮ガイドラインに併せて見直しを実施するとされている。約4年間に亘る見直し、改訂作業を経て、2022年1月4日、新たなガイドライン及び異議申立手続要綱が公布され、同年4月1日に施行される。
- ・ 主な変更として、環境社会配慮ガイドラインにおいては、気候変動課題への対応として温室効果ガス総排出量の推計・公表の取り組みを始め、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進しつつ開発効果をより迅速に発現させることを目指した環境アセスメント報告書の公開方法の変更、影響を受ける現地の人々の適切な参加を確保する対応の拡充等、世界銀行等の多国間援助機関の対応を踏まえた内容の更新が行われた。
- ・ 異議申立手続においては、過去の申立人やパブリックコメントによる意見聴取等を踏まえて、審査役の独立性・中立性の明確化、調査期間の十分な確保、申立要件の見直しによるアクセスの向上等の改正が行われた。

## III. 他の機関との連携・協調：IAMnet

独立査察制度ネットワーク（Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet）は、国際金融機関・開発援助機関における内部統制・監査の一環として環境社会配慮に係るアカウンタビリティやコンプライアンスの強化に関わっている実務者が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnet年次総会に参加しており、2019年6月から正式にIAMnetのメンバーとなりました。2021年度は、2021年9月27日から30日にかけて、欧州投資銀行（EIB）のComplaints Mechanism Division（EIB-CM）主催による年次総会（IAMnet Annual Meeting）が、オンラインで開催されました。JICAからは、金子由芳審査役、早瀬隆司審査役及び村山武彦審査役が参加しました。総会では、世界的に新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中、制約された環境下におけるコンプライアンス審査、現地調査や申立人との対話を進めていくこと等について、各機関からの報告による情報共有や意見交換が行われました。また、9月29日には、IAMnetと市民団体との円卓会議が行われました。

## IV. 運営実施体制

### 1 異議申立審査役

国際協力機構（JICA）が、2010年4月1日に公布、同年7月1日から施行した環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱に基づき、理事長により「異議申立審査役」が委嘱されています。

同要綱上、審査役は2名ないし3名置くとされ、3名が委嘱を受けており、このうち松下和夫審査役（京都大学名誉教授）が2021年8月末日をもって任期満了を迎えたことから、異議申立手続要項に従って選考委員会<sup>3</sup>が開催され、2021年9月1日付で村山武彦審査役（東京工業大学教授）が後任として委嘱されました。

### 2 異議申立審査役事務局

異議申立審査役の事務を処理するため、異議申立手続要綱に基づき事務局が設置されています。

以上

---

<sup>3</sup> 選考委員会は、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGOから各1名の選考委員をJICAが選定し、2021年7月30日にJICA本部で開催されました。